

令和7年度臼杵市空き家・空き地バンク補助金制度一覧

《空き家バンク活用促進補助金》



事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等
家財処分費の補助	10万円以内	10/10	空き家バンク 所有者・利用者	所有者又は利用者どちらか一方のみ申請可
仲介手数料の補助	5万円以内	10/10	空き家バンク 利用者	居住開始後（住民票を移した後）申請可

《空き家改修事業補助金》 ※改修工事着手前の事前申込みが必要です。改修工事完了後の申込みは補助の対象となりませんので、ご注意ください。

事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等
【改修工事型】 業者が行う改修工事の 費用に対する補助 (※3、※4)	100万円以内	1/2	利用移住者 〈転入日から3年以内〉 (※1)	※1 利用移住者の場合、定住促進住宅 取得補助金または若年・子育て世 帯家賃補助金と合算して本補助金 を100万円まで受給可能です
	50万円以内	1/2	市内在住で貸家 居住の利用者 (※2)	※2 市内利用者の場合、若年・子育て 世帯定住促進住宅取得補助金と合 算して本補助金を100万円まで 受給可能です。
【リフォーム(DIY)型】 移住者本人が空き家の改 修を行う際の原材料費や 業者に依頼する経費等に 対する補助	原材料費等に対する補助 50万円以内 材料費:30万円以内 道具借上費:20万円以内 一部工事を業者に依頼 する経費の補助 25万円以内	1/2	利用移住者 〈転入日から3年以内〉	※3 所有者が自ら空き家を改修する場 合は補助対象外です。 ※4 登録物件が賃貸住宅の場合も補助 対象外です。 (利用者) 空き家バンクの契約成立後に申請可 ※ 今後5年以上、定住を誓約できる方 【改修工事型】 10年間の管理義務（解体、売却不可） 【リフォーム(DIY)型】 5年間の管理義務（解体、売却不可）

《空き地バンク活用促進補助金》

事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件等
登録奨励金	5千円	-	空き地バンク 所有者	空き地バンク登録後に申請可
仲介手数料の補助	5万円以内	10/10	空き地バンク 利用者	土地の契約締結から一年以内かつ 住宅建築の契約後申請可



臼杵市役所 地域力創生課 定住促進グループ TEL：0972-72-1081(直通)



補助の種類	工事の種類	
改修工事型	民間業者に依頼し改修工事を行うもの ※民間業者は市内業者であることが必要	
リフォーム(D I Y)型	材料費	移住者が自己又は親族等により自ら改修工事を行うもの
	道具借上費	
	一部改修工事費	DIY型の利用者が一部工事について民間業者に依頼し改修工事を行うもの ※民間業者は市内業者であることが必要

補助対象及び補助対象外となる例一覧



《補助対象例》



- ✳住宅の主要構造部材の改修工事
- ✳給水・排水設備工事
- ✳屋根のふき替え、塗装、防水工事
- ✳ガス・給湯設備工事
- ✳外壁張り替え、塗装、防水工事
- ✳電気設備工事
- ✳間仕切りの変更、新設工事
- ✳照明器具(天井や壁などに固定されるもの)
- ✳窓ガラス、網戸の新設工事
- ✳解体工事(リフォームに係る部分のみ)
- ✳床、内壁、天井に張り替え工事
- ✳台所、浴室、洗面所、トイレの改修工事
- ✳畳の取り換え
- ✳浄化槽や下水道までの配管工事
(浄化槽の場合は便器等から浄化槽に接続するための溜桝等まで、下水道の場合は申請者が敷設する配管部分が対象)
- ✳ふすま、障子、畳表の張り替え工事
(※空き家となって3年以上経過したもの、または著しく汚損が激しいもの)

《補助対象外例》

- ✳車庫、物置、倉庫など居住部分以外の工事
- ✳門扉、塀などの外構工事
- ✳植樹、剪定などの植栽工事
- ✳太陽光発電設備棟の設置工事
- ✳店舗併用住宅の店舗部分の改修工事
- ✳電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事
- ✳ハウスクリーニング、防虫、消毒等
- ✳家具、カーテン、ブラインドなどの購入及び設置工事
- ✳温水洗浄便座の取り換え、設置(ただし、便器と一体で交換の場合は対象)
- ✳エアコン、テレビ、照明器具(固定されていないもの)などの電化製品の購入及び設置工事
- ✳ガスコンロ、食洗機、オーブンレンジなどの購入及び設置工事(システムキッチンの設置は対象)